

ネットワーク通信

令和4年度
第3号



包括支援センターとは？



高齢者の皆さんが住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、保健・福祉などさまざまな相談に対応する地域の総合相談窓口です。お気軽に、なんでもご相談ください！

～介護や暮らしについて～

- ・急に入院したけど退院後の生活が不安。
- ・一人での生活が難しくなってきた。
- ・要介護認定の申請をしたい。
- ・介護保険サービスを利用したい。
- ・一人暮らしが不安。誰かに見守って欲しい。

～健康維持や介護予防のこと～

- ・体力の低下を感じるようになった。
- ・百歳体操ってどこでやってるの？
- ・コロナをきっかけに、閉じこもった生活になってしまった。
- ・地域の活動拠点（サロン等）が知りたい。

3種類の専門職を配置

主任介護支援専門員

保健師

社会福祉士



専門職が「チーム」となり高齢者の暮らしを支えます！



～健康や認知症の不安～

- ・健康状態に不安を感じている。
- ・物忘れが気になるようになってきた。
- ・認知症かも知れないが、どこに受診すればいいかわからない。
- ・受診を促しても病院に行ってくれない。

～権利や財産について～

- ・財産管理に自信がなくなった。
- ・成年後見制度について相談したい。
- ・悪質な消費者被害に遭ってしまった。
- ・虐待にあっている人がいる。
- ・高齢者を怒鳴る声が聞こえる。

広島市五月が丘・美鈴が丘地域包括支援センター

住所 広島市佐伯区美鈴が丘西1丁目3-9

電話 082-208-5017

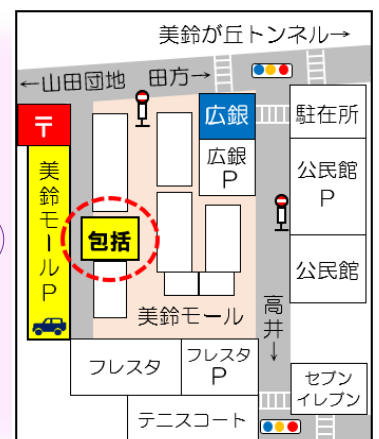
営業時間 8:30～17:15

営業日 月曜日～土曜日

(休日：日曜日および12月30日～1月3日)

※相談内容によっては、様々な機関と連携します！

相談は無料
秘密厳守です



知って防ごう！消費者トラブル！

後期高齢者医療に関する注意喚起

令和4年(2022年)10月1日から、75歳以上の方等で一定以上の所得がある方は、医療費の負担割合が2割になります。2割負担となる方で、高額療養費の口座が登録されていない方には各都道府県の広域連合や市区町村から申請書が郵送されます。

- *厚生労働省や地方自治体が、電話や訪問で口座情報登録をお願いすることや、キャッシュカード、通帳等をお預かりすることは絶対にありません。
- *ATMの操作をお願いすることは絶対にありません。

郵送で届きます

テレビショッピングのトラブルに注意

テレビショッピングで、商品を注文してお金を払ったが、商品が届かない。または、粗悪なコピー品(よく似た商品)が届き、連絡をしてもつながらない。また、販売店にメールで解約を申し出たが、一向に返信がない。

- *テレビショッピングでは、番組内で「返品可能」などと紹介されていても、「未開封に限る」など、様々な条件が付いていることがあります。
- *番組内では重要事項の表示が小さかったり、表示時間が短かったりすることもあります。商品の印象や価格のお得感ばかりに気を取られず、冷静に判断することが大切です。
- *テレビショッピングなどの通信販売には、クーリング・オフ制度はなく、返品については事業者の定めたルールに従うことになります。電話で注文する際には、オペレーターに返品条件などを改めてしっかり確認しましょう。

消費生活センターのご案内

消費生活センターは、商品やサービスの契約に関するトラブルについての相談や、苦情の窓口です。解決に向けた助言等が得られます。(相談にあたり、契約内容やトラブル等の詳しい内容が必要となりますので、できるだけ当事者が連絡しましょう。)

消費生活センター(消費者ホットライン188)

住所 広島市中区基町6番27号アクア広島センター街8階

電話 082-225-3300

開館時間 10:00~19:00(休館日:火曜日および12月29日~1月3日)

※場合によっては警察相談専用電話(#9110)にお問い合わせください。